

# 下水道使用料算定について

# 下水道使用料算定

- 下水道使用料算定には、「日本下水道協会」が発行している、「下水道使用料の基本的考え方」を使用。
- 使用料の算定方法、使用料体系等に対する具体的な考え方が示されている。

# 算定作業の流れ

- 1 財政計画等の策定・確認
- 2 使用料算定期間の設定
- 3 収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認
- 4 使用料対象経費の算定
- 5 収支過不足の確認
- 6 令和7年から令和9年度の下水道使用料の方向性

# 公共下水道事業と農業集落排水事業の 同一使用料体系について

- ・ 公共下水道事業と農業集落排水事業については、同一の下水道サービスを提供しているという理由から、同一の使用料体系を使用している。
- ・ 使用料算定は、公共下水道事業を基本とした経費・収入をもとに算定を行い、算定された使用料体系を農業集落排水事業の使用料とする。

# 1 財政計画等の策定・確認

- ・ 使用料を算定する際の最初のプロセスであり、使用料算定の基礎となる重要な作業。下水道事業を実施するに当たって策定している財政計画、事業計画、経営戦略等の各種計画や総合的なまちづくり計画等を確認し、以降の作業の前提となる条件、活用できる推計値等を整理。
- ・ 別紙 審議会資料 5 (事業計画)

## 2 使用料算定期間の設定

- ・ 財政計画等の計画期間等も踏まえて、下水道使用料の算定のために使用料対象経費を算定する期間として、一定の使用料算定期間を設定。
- ・ 使用料算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当。
- ・ 今回の使用料算定期間は、R7年度～R9年度（3年間）に設定。

### 3 収支見積に基づく使用料改定の必要性の確認

- ・ 現行使用料体系及び財政計画等を基に使用料算定期間中の収入・支出額をそれぞれ見積もり、財政収支バランスを確認することにより、使用料改定の必要性を判断。
- ・ 別紙 審議会資料 5 (収支計画)

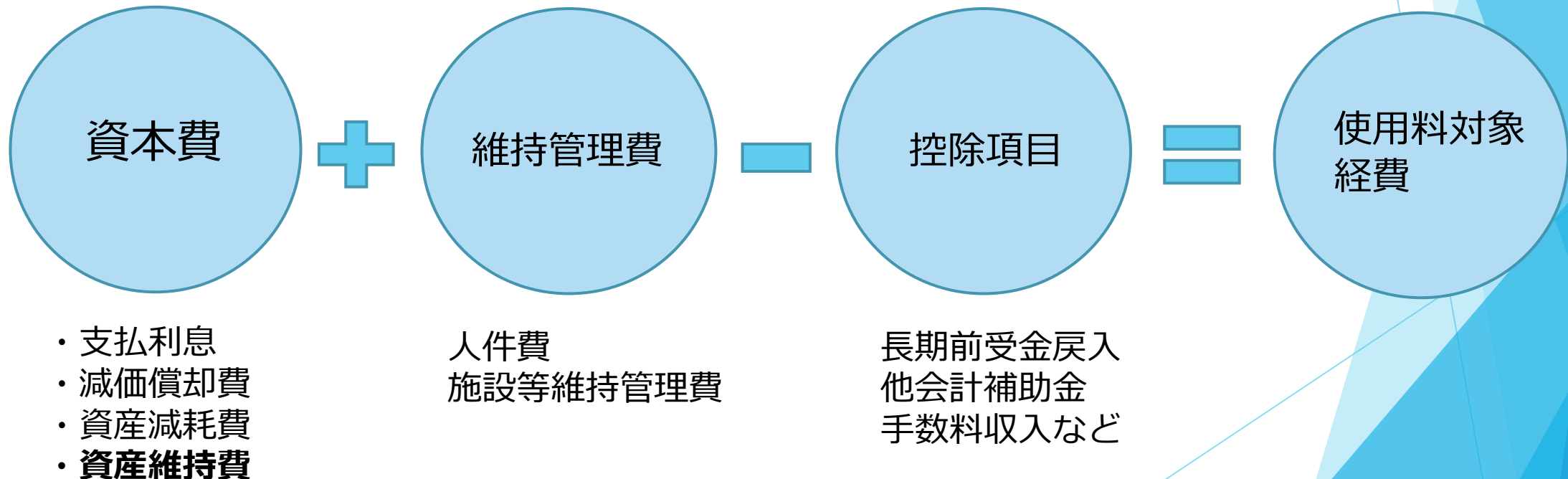
## 4 使用料対象経費の算定①

- ・ 財政計画を基に推計した使用料算定期間中の下水道管理運営費を算定した上で、使用料の対象とならない経費等を控除して使用料対象経費を算定する作業。
- ・ 経費の算定にあたっては、**「総括原価方式」**による算定を行う

## 4 使用料対象経費の算定②

総括原価方式とは

下水道処理の費用（総括原価）と下水道使用料が一致するように料金体系を設定する方法



# 使用料算定期間中の収支計画

区 分		下水道使用料算定期間			(単位：千円)
		令和7年度 (推計値)	令和8年度 (推計値)	令和9年度 (推計値)	R7~R9 合計
収 益 的 収 入	1. 営業収益 (A)	356,008	354,165	352,322	1,062,495
	(1) 下水道使用料	355,265	353,422	351,579	1,060,266
	(2) その他	743	743	743	2,229
	2. 営業外収益 (B)	707,729	657,558	600,546	1,965,833
	(1) 他会計補助金	463,220	422,398	362,766	1,248,384
	(2) 長期前受金戻入	241,311	231,962	234,582	707,855
	(3) その他	3,198	3,198	3,198	9,594
	経常収益 (A)+(B) (C)	1,063,737	1,011,723	952,868	3,028,328
	1. 営業費用 (D)	791,428	781,796	789,963	2,363,187
	(1) 職員給与費	46,392	46,589	46,903	139,884
(2) 経費	208,218	216,229	222,817	647,264	
(3) 減価償却費	524,818	506,978	508,243	1,540,039	
(4) 資産減耗費	12,000	12,000	12,000	36,000	
2. 営業外費用 (E)	90,752	89,292	91,897	271,941	
(1) 支払利息	88,252	86,792	89,397	264,441	
(2) その他	2,500	2,500	2,500	7,500	
経常費用 (D)+(E) (F)	882,180	871,088	881,860	2,635,128	
経常損益 (C)-(F) (G)	181,557	140,635	71,008	393,200	
特別利益 (H)	0	0	0	0	
特別損失 (I)	350	350	350	1,050	
特別損益 (H)-(I) (J)	△ 350	△ 350	△ 350	△ 1,050	
当年度純損益(純利益) (G)+(J)	181,207	140,285	70,658	392,150	

収支計画部分の  
数値を使用します。

(雨水分の収入・支出  
部分は除く。)

## 4 使用料対象経費の算定③

### 資産維持費とは①

- ・ 資産維持費とは、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の変化、高機能化（耐震化等）により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用（増大分に係るもの）として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築（更新）計画に基づいて算定するものである。
- ・ 当市では、ストックマネジメント全体計画に基づいて試算。

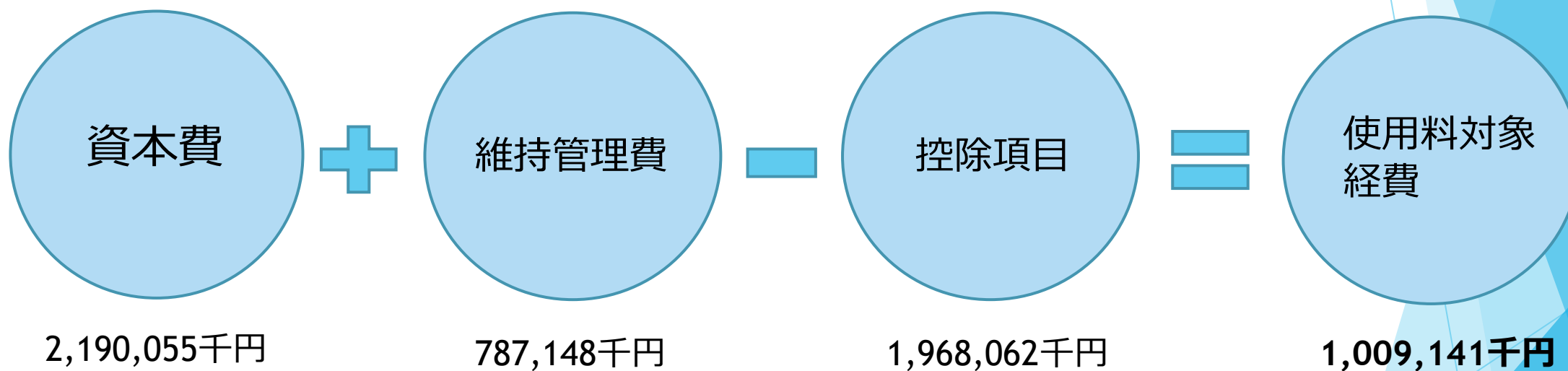
## 4 使用料対象経費の算定④

### 資産維持費とは②

- ・ 1 大町浄水センター及び大町、仁科三湖処理区のマンホールポンプの資産維持費（68,848千円）
  - ・ 2 松川浄水苑及び常盤処理区のマンホールポンプの資産維持費（29,053千円）
  - ・ 3 公共及び特環における管きよの資産維持費（18,624千円）
- ・  $1+2+3 = 349,575$ 千円  
上記金額を使用料対象経費へ参入させる

## 4 使用料対象経費の算定⑤

使用料対象経費の算定（R7～R9の合計額）

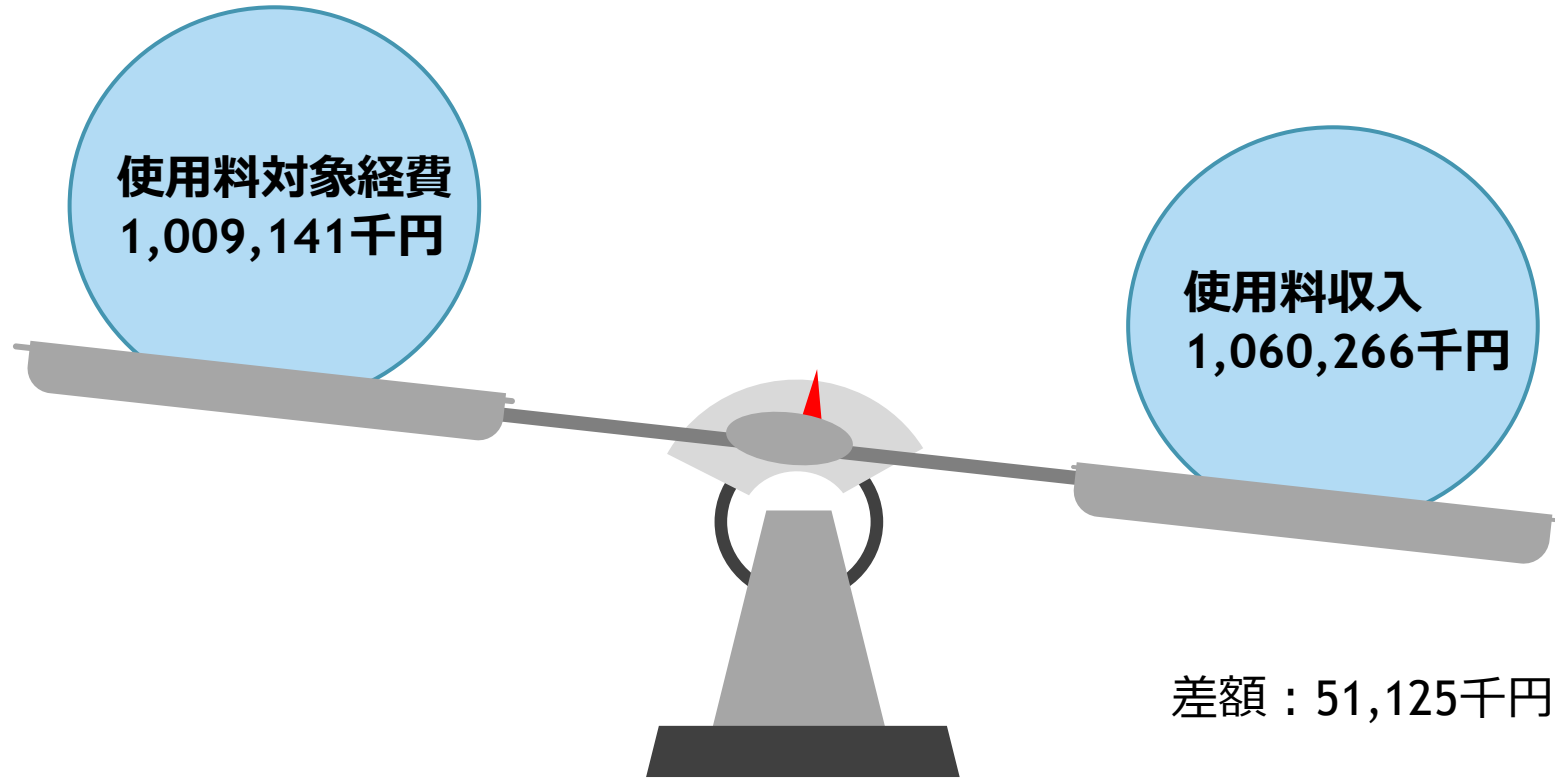


**R7～R9年の3年間で約10億900万円を超える使用料収入が必要**

## 5 収支過不足の確認①

- ・ 現行使用料体系を基に推計した使用料収入と使用料対象経費とを比較し、収支過不足の確認を行うとともに、使用料改定率の目安を判断する作業。
- ・ 使用料収入については、9ページ「使用料算定期間中の収支計画」にある下水道使用料（R 7～R 9）の合計額を使用

## 5 収支過不足の確認②



**使用料算定期間内において、収入が経費を上回っている状況**

## 6 令和7年から令和9年度の下水道使用料の方向性

- 5 収支過不足の確認②のとおり、使用料算定期間内(R7～R9)において、収入が対象経費を上回っているが、今後予定している建設改良工事に備え、現行の使用料金については、「据え置き」と考える。